

各 所 属 所 長 様

一般財団法人高知県教職員互助会
理 事 長 合 田 和 穂
(公印省略)

退職互助部運営及び給付規則の一部改正について (通知)

当互助会の運営につきまして、日ごろからご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和 6 年 3 月 27 日 (水) 開催の令和 5 年度第 3 回評議員会において、退職互助部運営
及び給付規則の一部が下記のとおり改正されました。
つきましては、貴所属の会員の皆様方への周知をよろしくお願いいたします。

記

【改正理由】

令和 5 年度から定年退職の年齢が段階的に 65 歳に上げられることに伴い、現行の退職互助
部制度のままでは、今後、現職会員又は特別会員となられる方々に制度的な不均衡が生じるこ
となるため、掛金及び給付等の面でバランスのとれた制度変更について、理事会及び評議員会に
おいて検討した結果、令和 5 年 12 月 7 日開催の評議員会において、※掛金の減少を最小限に抑
えたうえで給付の水準も現状を維持すると考えた場合、加入年齢は変更せずに医療費補助金・配
偶者医療費補助金給付対象受診月の上限及び入院見舞金の対象年齢を段階的に引き上げる。また、
若年者加算金については基準年齢を段階的に引上げることで承認されました。

この決定に従い、退職互助部運営及び給付規則第 9 条及び第 15 条を改正しました。

※ 詳細については別添「退職互助部制度の変更について」をご覧ください。

退職互助部運営及び給付規則第 9 条

(新)	(現行)
(医療費補助金及び配偶者医療費補助金) 第 9 条 特別会員が疾病又は負傷によって療養 を受けたときは、医療費補助金を支給する。 ただし、 <u>医療費補助金の給付対象となる期間 は、特別会員の資格を取得した日ごとに以下 の各号に掲げる期間とする。</u> (1) <u>令和 7 年 3 月 31 日までに特別会員の 資格を取得した者 特別会員の資格を取得 した日から満 70 歳を迎える月まで</u> (2) <u>令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までに特別会員の資格を取得した者 特別会員の資格を取得した日から満 71 歳 を迎える月まで</u> (3) <u>令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までに特別会員の資格を取得した者 特別会員の資格を取得した日から満 72 歳を迎える月まで</u> (4) <u>令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までに特別会員の資格を取得した 者 特別会員の資格を取得した日から満 7 3 歳を迎える月まで</u> (5) <u>令和 13 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までに特別会員の資格を取得した</u>	(医療費補助金及び配偶者医療費補助金) 第 9 条 特別会員が疾病又は負傷によって療養 を受けたときは、医療費補助金を支給する。 ただし、70 歳に達した日以後の疾病又は負 傷による療養については、この限りではな い。 (第 2 項以下記載省略)

(新)	(現行)
<p>者 特別会員の資格を取得した日から満74歳を迎える月まで</p> <p>(6) 令和15年4月1日以降に特別会員の資格を取得した者 特別会員の資格を取得した日から満75歳を迎える前日まで</p> <p style="text-align: center;">(第2項以下記載省略)</p>	

退職互助部運営及び給付規則第15条

(新)	(現行)
<p>(掛金)</p> <p>第15条 現職会員は、その資格を取得した日の属する月から毎月、掛金として給料(教職調整額及び給料の調整額を含む。次条において同じ。)月額(年俸により給料が定められている場合は、年俸額のうち基本年俸額を12で除した額(この額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)の1,000分の8に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を300回に達するまで給与からの控除により納入しなければならない</p> <p style="text-align: center;">(第2項記載省略)</p> <p>3 現職会員が、45歳に達した日以後に退職し、特別会員となる際、第1項に規定する回数の掛金を完納していないときは、退職の日の属する月の給料月額に1,000分の8を乗じて得た額に前項に規定する回数に達するまでの残余の回数に乗じて得た金額を、一括納付しなければならない。</p> <p>4 現職会員が、特別会員となる際、その者の年齢又は届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢が下記各号に掲げる年齢に達していない場合は、第3項の規定による掛金に当該年齢を基準として45歳まで、その者及び届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢が1歳若くなるごとに、それぞれ、10,000円を加算した額を掛金として納付しなければならない。</p> <p>(1) 令和7年3月31日までに特別会員及び届出配偶者の資格を取得する者 60歳</p> <p>(2) 令和7年4月1日から令和9年3月31日までに特別会員及び届出配偶者の資格を取得する者 61歳</p> <p>(3) 令和9年4月1日から令和11年3月31日までに特別会員及び届出配偶者の資格を取得する者 62歳</p> <p>(4) 令和11年4月1日から令和13年3月31日までに特別会員及び届出配偶者の資格を取得する者 63歳</p>	<p>(掛金)</p> <p>第15条 現職会員は、その資格を取得した日の属する月から毎月、掛金として給料(教職調整額及び給料の調整額を含む。次条において同じ。)月額(年俸により給料が定められている場合は、年俸額のうち基本年俸額を12で除した額(この額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)の1,000分の8に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を300回に達するまで給与からの控除により納入しなければならない</p> <p style="text-align: center;">(第2項記載省略)</p> <p>3 現職会員が、45歳に達した日以後に退職し、特別会員となる際、第1項に規定する回数の掛金を完納していないときは、退職の日の属する月の給料月額に1,000分の8を乗じて得た額に前項に規定する回数に達するまでの残余の回数に乗じて得た金額を、一括納付しなければならない。</p> <p>4 現職会員が、特別会員となる際、その者の年齢又は届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢が60歳に達していない場合は、第3項の規定による掛金に60歳を基準として45歳まで、その者及び届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢が1歳若くなるごとに、それぞれ、10,000円を加算した額を掛金として納付しなければならない。</p>

(新)	(現行)
<p>(5) 令和13年4月1日から令和15年3月31日までに特別会員及び届出配偶者の資格を取得する者 64歳</p> <p>(6) 令和15年4月1日以降に特別会員及び届出配偶者の資格を取得する者 65歳</p> <p>5 前項の規定は、現職会員の配偶者が特別会員に準ずる配偶者となる際、その年齢が同項各号に掲げる年齢に達していない場合の掛金の納入について準用する。この場合において、同項中「その者及び届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢」とあるのは、「特別会員に準ずる配偶者となる者の年齢」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(第6項以下記載省略)</p>	<p>5 前項の規定は、現職会員の配偶者が特別会員に準ずる配偶者となる際、その年齢が60歳に達していない場合の掛金の納入について準用する。この場合において、同項中「その者及び届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢」とあるのは、「特別会員に準ずる配偶者となる者の年齢」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(第6項以下記載省略)</p>

附則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

改正後第9条及び第15条全文

(医療費補助金及び配偶者医療費補助金)

第9条 特別会員が疾病又は負傷によって療養を受けたときは、医療費補助金を支給する。ただし、医療費補助金の給付対象となる期間は、特別会員の資格を取得した日ごとに以下の各号に掲げる期間とする。

- (1) 令和7年3月31日までに特別会員の資格を取得した者 特別会員の資格を取得した日から満70歳を迎える月まで
 - (2) 令和7年4月1日から令和9年3月31日までに特別会員の資格を取得した者 特別会員の資格を取得した日から満71歳を迎える月まで
 - (3) 令和9年4月1日から令和11年3月31日までに特別会員の資格を取得した者 特別会員の資格を取得した日から満72歳を迎える月まで
 - (4) 令和11年4月1日から令和13年3月31日までに特別会員の資格を取得した者 特別会員の資格を取得した日から満73歳を迎える月まで
 - (5) 令和13年4月1日から令和15年3月31日までに特別会員の資格を取得した者 特別会員の資格を取得した日から満74歳を迎える月まで
 - (6) 令和15年4月1日以降に特別会員の資格を取得した者 特別会員の資格を取得した日から満75歳を迎える前日まで
- 2 特別会員の届出配偶者（定められた資格取得手続きが完了した特別会員の配偶者（婚姻届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと理事長が認める者を含む。）に限る。以下同じ。）が、45歳に達した日以後に疾病又は負傷によって療養を受けたときは、配偶者医療費補助金を支給する。特別会員が死亡し、配偶者が生存する場合の療養についても、また、同様とする。
- 3 特別会員に準ずる配偶者（現職会員が45歳に達した日以後に死亡し、既に第15条の規定による掛金を完納していた場合（配偶者が現職会員に代わって第15条の規定による掛金を完納した場合を含む。）において、所定の手続を経た配偶者をいう。以下同じ。）が45歳に達した日以後に疾病又は負傷により療養を受けたときは、第1項に規定する医療費補助金に準じて算定した金額を配偶者医療費補助金として支給する。
- 4 第1項ただし書の規定は、前2項の配偶者医療費補助金の支給について準用する。
- 5 前各項に規定する医療費補助金及び配偶者医療費補助金は、社会保険診療報酬点数表により算出した額（看護等にあつては厚生労働大臣等が定めたところにより算出した額）のうち特別会員又は届出配偶者が支払った一部負担金（ただし、食事療養費の標準負担額を除く。）から次の各号に掲げる額を控除し、更に医療費補助金については1件（月ごと、医療機関ごと）

1, 000円、配偶者医療費補助金については1件（月ごと、医療機関ごと）2, 000円を控除した額とする。

（1）特別会員又は届出配偶者が加入する健康保険に付加給付があるときは、それに相当する額

（2）特別会員又は届出配偶者が加入する健康保険に高額療養費等の法定給付があるときは、当該高額療養費に相当する額

（3）他の法令の規定又は地方公共団体の条例等により公費負担等がある場合は当該公費負担等に相当する額

6 前項の規定により算定した医療費補助金及び配偶者医療費補助金の給付1件につき、100円未満の端数の額があるときは、これを切り捨てる。

7 第5項及び第6項により算定した医療費補助金及び配偶者医療費補助金の給付1件につき、0.75を乗じた額を支給する。

（掛金）

第15条 現職会員は、その資格を取得した日の属する月から毎月、掛金として給料（教職調整額及び給料の調整額を含む。次条において同じ。）月額（年俸により給料が定められている場合は、年俸額のうち基本年俸額を12で除した額（この額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額））の1,000分の8に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を300回に達するまで給与からの控除により納入しなければならない

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定に基づき育児休業をしている現職会員については、育児休業の初日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金の納入を要しない。この場合において、当該掛金の納入を要しない期間については、前項に規定する回数に含めないものとする。

3 現職会員が、45歳に達した日以後に退職し、特別会員となる際、第1項に規定する回数の掛金を完納していないときは、退職の日の属する月の給料月額に1,000分の8を乗じて得た額に前項に規定する回数に達するまでの残余の回数に乗じて得た金額を、一括納付しなければならない。

4 現職会員が、特別会員となる際、その者の年齢又は届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢が下記各号に掲げる年齢に達していない場合は、第3項の規定による掛金に当該年齢を基準として45歳まで、その者及び届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢が1歳若くなるごとに、それぞれ、10,000円を加算した額を掛金として納付しなければならない。

（1）令和7年3月31日までに特別会員及び届出配偶者の資格を取得する者 60歳

（2）令和7年4月1日から令和9年3月31日までに特別会員及び届出配偶者の資格を取得する者 61歳

（3）令和9年4月1日から令和11年3月31日までに特別会員及び届出配偶者の資格を取得する者 62歳

（4）令和11年4月1日から令和13年3月31日までに特別会員及び届出配偶者の資格を取得する者 63歳

（5）令和13年4月1日から令和15年3月31日までに特別会員及び届出配偶者の資格を取得する者 64歳

（6）令和15年4月1日以降に特別会員及び届出配偶者の資格を取得する者 65歳

5 前項の規定は、現職会員の配偶者が特別会員に準ずる配偶者となる際、その年齢が同項各号に掲げる年齢に達していない場合の掛金の納入について準用する。この場合において、同項中「その者及び届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢」とあるのは、「特別会員に準ずる配偶者となる者の年齢」と読み替えるものとする。

6 第3項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき掛金を納入すべき者に支給すべき単身者一時金があるときは、その者に当該単身者一時金の額の全部又は一部を支給せず、これをその者の掛金に充当することができる。

7 第3項から前項までに規定するもののほか、前項の規定による充当の方法その他掛金の納入について必要な事項は、評議員会において定める。

退職互助部制度の変更について

1. 加入年齢及び掛金について

これから現職会員に加入される方の定年年齢は65歳に到達する場合が殆どとなるため、段階的な引き上げは制度を複雑にするだけであり、現行の36歳又は65歳定年に合わせた41歳のどちらかですが、61歳を迎える年度の4月から給料月額が7割に減少するため、加入年齢を41歳に上げた場合は61歳を迎える年度以降の掛金納入額が減少します。

この掛金の減少を防ぐために60歳時の掛金額で61歳以降の掛金控除を続けるという方法も考えられますが、給料が下がったうえに退職互助部の掛金は実質増という状況は会員の理解が得られにくいこと。また、60歳を迎える年度の3月で掛金の完納回数300回が満了する場合、61歳を迎える年度以降の掛金控除が無くなる等(育児休業等で完納回数が300回に満たない場合は、61歳以降も控除が継続するので、退職までに300回に達しやすくなる)のメリットもあり、加入年齢を36歳で変更しないこととし、**※若年者加算金の基準年齢**を下記4のとおり段階的に上げました。

※若年者加算金(退職互助部運営及び給付規則第15条第4項)とは

退職互助部の掛金は、主に特別会員及び届出配偶者に対する医療費補助金・配偶者医療費補助金を、定年退職から70歳に達するまでの10年間給付することを想定したものですので、定年退職前に退職された場合は、給付を受ける期間が10年を上回るため、その上回る期間分を給付するためのものです。

2. 給付について

退職互助部のメインの給付である医療費補助金・配偶者医療費補助金は、現在、退職後満70歳を迎える月の受診分までが給付対象となっている。

定年年齢が引き上げられると、現状では定年退職者の医療費補助金・配偶者医療費補助金の受給期間が短縮されることになるので、定年年齢の引き上げに合わせて給付対象受診月の上限を下記4のとおり段階的に引き上げました。

3. 制度変更について

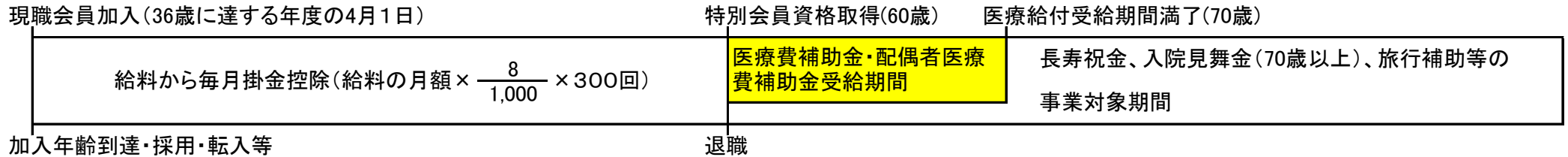
上記1～3を踏まえて、掛金の減少を最小限に抑えたうえで給付の水準も現状を維持すると考えた場合、加入年齢は変更せずに医療費補助金・配偶者医療費補助金給付対象受診月の上限及び入院見舞金の対象年齢を段階的に引き上げ(次頁参考)しました。

4. 制度変更内容一覧

定年年齢	退職日		若年者加算金の基準年齢	医療費・配偶者医療費補助金給付対象受診月の上限	入院見舞金の対象年齢	備考
	特別会員資格取得日					
61歳	令和7年3月31日	～ 令和9年3月30日	61歳	71歳を迎える月まで	71歳～	
	令和7年4月1日	～ 令和9年3月31日				
62歳	令和9年3月31日	～ 令和11年3月30日	62歳	72歳を迎える月まで	72歳～	
	令和9年4月1日	～ 令和11年3月31日				
63歳	令和11年3月31日	～ 令和13年3月30日	63歳	73歳を迎える月まで	73歳～	
	令和11年4月1日	～ 令和13年3月31日				
64歳	令和13年3月31日	～ 令和15年3月30日	64歳	74歳を迎える月まで	74歳～	
	令和13年4月1日	～ 令和15年3月31日				
65歳	令和15年3月31日	～	65歳	75歳を迎える前日まで	75歳～	※75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行
	令和15年4月1日	～				

現行制度との比較 (R6.4.1以降)

1. 現行制度



2. 加入年齢変更無し、医療給付受給期間満了及び入院見舞金の対象年齢を定年年齢に応じて71歳～75歳まで段階的に引き上げ

